

参考資料

平成30年第1回三豊市議会定例会 提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第26号関係 (三豊市自殺対策計画策定委員会設置条例の制定について)	1
・議案第27号関係 (組織機構改革に伴う関係条例の整備について)	2
・議案第28号関係 (三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について)	3
・議案第29号関係 (三豊市国民健康保険税条例の一部改正について)	4
・議案第30号関係 (三豊市国民健康保険条例の一部改正について)	7
・議案第31号関係 (三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について)	8
・議案第32号関係 (三豊市介護保険条例の一部改正について)	9
・議案第33号関係 (三豊市手数料条例の一部改正について)	11
・議案第34号関係 (三豊市都市公園条例の一部改正について)	13
・議案第35号関係 (三豊市宝山湖公園条例の一部改正について)	15

		ページ番号
・議案第36号関係	...	17
（三豊市図書館条例の一部改正について）		
・議案第39号関係	...	18
（三豊市水道事業の設置等に関する条例の廃止について）		

【議案第26号関係】

三豊市自殺対策計画策定委員会設置条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
老人ホーム等入所判定委員会委員	日額 8,000	老人ホーム等入所判定委員会委員	日額 8,000
<u>自殺対策計画策定委員会委員</u>	<u>日額 8,000</u>		
農業振興計画策定審議会委員	日額 8,000	農業振興計画策定審議会委員	日額 8,000
略		略	
備考 略		備考 略	

【議案第27号関係】

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市行政改革推進委員会設置条例(平成19年三豊市条例第5号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部財政経営課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部財政課</u> において処理する。

【第2条関係】 三豊市ものづくり大賞審査委員会設置条例(平成27年三豊市条例第5号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部産業観光課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部産業政策課</u> において処理する。

【第3条関係】 三豊市農業振興計画策定審議会設置条例(平成25年三豊市条例第8号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>建設経済部農林水産課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>建設経済部農業振興課</u> において処理する。

【第4条関係】 三豊市都市計画審議会条例(平成18年三豊市条例第191号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>建設経済部土木管理課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>建設経済部建設課</u> において処理する。

【議案第28号関係】

三豊市職員の育児休業等に関する条例(平成18年三豊市条例第51号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) 略 (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることになったこと。 (育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) 略 (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと _____ _____ _____ _____ _____ _____その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることになったこと。 (育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと _____ _____ _____その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

【議案第29号関係】

三豊市国民健康保険税条例(平成18年三豊市条例第69号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(課税額) 第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u> (1) <u>基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u> (2) <u>後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u> (3) <u>介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。))につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u> 2 前項<u>第1号</u>の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。))及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。 3 第1項<u>第2号</u>の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。))及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 4 第1項<u>第3号</u>の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者_____である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。))及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合に	(課税額) 第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者である者につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))の合算額とする。</u> 2 前項_____の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。))及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。 3 第1項_____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。))及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 4 第1項_____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(<u>国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である者をいう。以下同じ。)</u>)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。))及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合に

おいては、介護納付金課税額は、16万円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.3</u>を乗じて算定する。 2 略 第4条 削除 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万8,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 略 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法<u>第6条第8号</u>の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 2 6,000円 (2)・(3) 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。 第7条 削除 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	おいては、介護納付金課税額は、16万円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.0</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の21.0を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 略 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法<u>(昭和33年法律第192号)</u>第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 2 6,000円 (2)・(3) 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.50</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.0を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
---	---

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,000円 (2) 特定世帯 3,500円 (3) 特定継続世帯 5,250円 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2を乗じて算定する。 第9条 削除 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について7,000円とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。 (新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収) 第19条 略 (1)・(2) 略 (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合においては、16万円)の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア〜カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア〜カ 略 (委任) 第28条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号)の定めるところによる。	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円 (2) 特定世帯 3,000円 (3) 特定継続世帯 4,500円 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.50を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の4.0を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について6,000円とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。 (新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収) 第19条 略 (1)・(2) 略 (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する都市の8月1日から9月30日までの間 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合においては、16万円)の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア〜カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア〜カ 略 (委任) 第28条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、三豊市市税条例(平成18年三豊市条例第68号)の定めるところによる。
---	--

【議案第30号関係】

三豊市国民健康保険条例(平成18年三豊市条例第133号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
（趣旨） 第1条 三豊市(以下「市」という。)が行う国民健康保険の事務については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)その他法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 （三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数） 第2条 法第11条第2項の規定に基づく 三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (一部負担金) 第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わねばならない。 (1)～(3) 略 (4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 _____ _____ _____ _____ _____ _____ 1 0分の3 2 略	（趣旨） 第1条 三豊市(以下「市」という。)が行う国民健康保険_____については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)その他法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 （<u>国民健康保険運営協議会</u>の委員の定数） 第2条 <u>法第11条第1項</u>の規定に基づく <u>三豊市国民健康保険運営協議会</u> (以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (一部負担金) 第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わねばならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)</u> <u>について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき</u> 10分の3 2 略

【附則第2項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後（案）		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	日額 8,000	国民健康保険運営協議会委員	日額 8,000
略		略	
備考 略		備考 略	

【議案第31号関係】

三豊市病院事業の設置等に関する条例(平成18年三豊市条例第245号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)				現 行			
別表第2(第9条、第14条関係) 入院料に加算する病室使用料 <u>(1) 三豊市立西香川病院</u>				別表第2(第9条、第14条関係) 入院料に加算する病室使用料 <u>(1) 三豊市立西香川病院</u>			
<u>区分</u>	<u>室名</u>	<u>単位</u>	<u>金額(円)</u>	<u>区分</u>	<u>室名</u>	<u>単位</u>	<u>金額(円)</u>
<u>一病棟(旧棟)</u>	<u>個室</u>	<u>1日につき</u>	<u>500</u>	<u>一病棟</u>	<u>個室</u>	<u>1日につき</u>	<u>500</u>
<u>一病棟(新棟)</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1,000</u>				
	<u>準個室</u>	<u>〃</u>	<u>500</u>				
<u>二病棟</u>	<u>個室</u>	<u>〃</u>	<u>3,000</u>	<u>二病棟</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>3,000</u>
(2) 三豊市立永康病院 略				(2) 三豊市立永康病院 略			
備考 病院の利用者が電気を使用した場合に徴収する使用料の額は、所要原価を基準として病院長が定める額とする。				備考 病院の利用者が電気を使用した場合に徴収する使用料の額は、所要原価を基準として病院長が定める額とする。			

【議案第32号関係】

三豊市介護保険条例(平成18年三豊市条例第137号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
(保険料率) 第2条 <u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,000円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u> (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>86,400円</u> (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>93,600円</u> (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>108,000円</u> (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>122,400円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>3万2,400円</u>とする。 (普通徴収に係る納期) 第3条 略 2 前項に規定する納期に<u>より難い</u>第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。 3 納期ごとに徴収すべき保険料の額に100円未満の端数があるとき、又はその額<u>全て</u>が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>全て</u>当該年度の最初の納期に係る徴収すべき保険料の額に合算するものとする。 (保険料の納期前の納付) 第6条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。))は、<u>第3条第1項</u>に定める各納期に係る保険料の納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料を併せて納付することができる。 (保険料の徴収猶予) 第8条 略 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 徴収の猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は特別徴収対象年金給付の<u>支払</u>に係る月 (3) 略 (罰則) 第15条 市は、被保険者、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属	(保険料率) 第2条 <u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>48,600円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>58,300円</u> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u> (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>77,700円</u> (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>84,200円</u> (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>97,200円</u> (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>110,100円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万9,100円</u>とする。 (普通徴収に係る納期) 第3条 略 2 前項に規定する納期に<u>よりがたい</u>第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。 3 納期ごとに徴収すべき保険料の額に100円未満の端数があるとき、又はその額<u>すべて</u>が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>すべて</u>当該年度の最初の納期に係る徴収すべき保険料の額に合算するものとする。 (保険料の納期前の納付) 第6条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。))は、<u>第3条</u>に定める各納期に係る保険料の納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料を併せて納付することができる。 (保険料の徴収猶予) 第8条 略 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 徴収の猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は特別徴収対象年金給付の<u>支払</u>に係る月 (3) 略 (罰則) 第15条 市は、被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属

する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第20条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。	する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第20条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。
--	--

【議案第33号関係】

三豊市手数料条例(平成18年三豊市条例第71号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)			現 行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	手数料の名称等	手数料の額	区分	手数料の名称等	手数料の額
略			略		
狂犬病予防	略		狂犬病予防	略	
介護保険	介護保険法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に係る手数料	1件につき 20,000			
	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に係る手数料	1件につき 10,000			
	介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に係る手数料	1件につき 20,000			
	介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に係る手数料	1件につき 10,000			
	介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請(介護保険法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請と一体的に行うものを除く。)に係る手数料	1件につき 20,000			
	介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請(介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービ	1件につき 10,000			

		ス事業者の指定の更新の申請と一体的に行うものを除く。)に係る手数料					
		介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定の申請に係る手数料	1件につき	10,000			
		介護保険法第115条の45の6第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定の更新の申請に係る手数料	1件につき	10,000			
都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の開発行為許可申請	(1)~(3) 略	略			都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の開発行為許可申請	(1)~(3) 略	略
略				略			

【議案第34号関係】

三豊市都市公園条例(平成18年三豊市条例第193号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行																						
（公園施設の建築面積の基準の特例） 第1条の6 略 2～4 略 <u>（運動施設の敷地面積の基準）</u> <u>第1条の7 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u> （名称及び位置） 第2条 略 （監督処分） 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。 （1）～（3） 略 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 （1）・（2） 略 （3） その他公益上<u>やむを得ない</u>必要が生じた場合 （権限の譲渡等の禁止） 第11条の6 公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は使用させてはならない。 （届出） 第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 （1）～（3） 略 （4） <u>第11条第1項</u>又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。 （5） 略 別表第1(第2条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>財田川リバーサイドパーク (削除)</td><td>三豊市豊中町本山甲字新田、字寺井及び岡本字姦打川原</td></tr><tr><td>中央児童公園</td><td>三豊市詫間町詫間字宮ノ下</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	名称	位置	略		財田川リバーサイドパーク (削除)	三豊市豊中町本山甲字新田、字寺井及び岡本字姦打川原	中央児童公園	三豊市詫間町詫間字宮ノ下	略		（公園施設の建築面積の基準の特例） 第1条の6 略 2～4 略 （名称及び位置） 第2条 略 （監督処分） 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。 （1）～（3） 略 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 （1）・（2） 略 （3） その他公益上<u>止むを得ない</u>必要が生じた場合 （権限の譲渡等の禁止） 第11条の6 公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は使用させてはならない。 （届出） 第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 （1）～（3） 略 （4） <u>前条第1項</u>又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。 （5） 略 別表第1(第2条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>財田川リバーサイドパーク</td><td>三豊市豊中町本山甲字新田、字寺井及び岡本字姦打川原</td></tr><tr><td><u>比地大街区公園</u></td><td><u>三豊市豊中町比地大字政本2509番地1</u></td></tr><tr><td>中央児童公園</td><td>三豊市詫間町詫間字宮ノ下</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	名称	位置	略		財田川リバーサイドパーク	三豊市豊中町本山甲字新田、字寺井及び岡本字姦打川原	<u>比地大街区公園</u>	<u>三豊市豊中町比地大字政本2509番地1</u>	中央児童公園	三豊市詫間町詫間字宮ノ下	略	
名称	位置																						
略																							
財田川リバーサイドパーク (削除)	三豊市豊中町本山甲字新田、字寺井及び岡本字姦打川原																						
中央児童公園	三豊市詫間町詫間字宮ノ下																						
略																							
名称	位置																						
略																							
財田川リバーサイドパーク	三豊市豊中町本山甲字新田、字寺井及び岡本字姦打川原																						
<u>比地大街区公園</u>	<u>三豊市豊中町比地大字政本2509番地1</u>																						
中央児童公園	三豊市詫間町詫間字宮ノ下																						
略																							
別表第2(第7条関係)有料公園施設 <table><tr><th>施設名</th><th>設置場所</th><th>種別</th></tr><tr><td><u>多目的広場</u></td><td>仁尾公園</td><td><u>遊戯施設</u></td></tr><tr><td>テニスコート</td><td>仁尾公園</td><td>運動施設</td></tr></table>	施設名	設置場所	種別	<u>多目的広場</u>	仁尾公園	<u>遊戯施設</u>	テニスコート	仁尾公園	運動施設	別表第2(第7条関係)有料公園施設 <table><tr><th>施設名</th><th>設置場所</th><th>種別</th></tr><tr><td><u>野球場</u></td><td>仁尾公園</td><td><u>運動施設</u></td></tr><tr><td>テニスコート</td><td>仁尾公園</td><td>運動施設</td></tr></table>	施設名	設置場所	種別	<u>野球場</u>	仁尾公園	<u>運動施設</u>	テニスコート	仁尾公園	運動施設				
施設名	設置場所	種別																					
<u>多目的広場</u>	仁尾公園	<u>遊戯施設</u>																					
テニスコート	仁尾公園	運動施設																					
施設名	設置場所	種別																					
<u>野球場</u>	仁尾公園	<u>運動施設</u>																					
テニスコート	仁尾公園	運動施設																					

パットパットゴルフ	不動産の滝カントリーパーク	遊戯施設		
別表第3(第13条関係)				
(1) 公園施設を設ける場合等 略				
(2) 公園を占用する場合				
占用物件	単位	使用料		
略				
地下埋設物	三豊市道路占用料徴収条例(平成18年三豊市条例第196号)別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項に掲げる区分による単位及び占用料の額			
略				
(3) 行為をする場合 略				
別表第4(第13条関係)				
有料施設の使用料				
(単位：円)				
施設名	利用単位	利用時間	金額	備考
多目的広場	1面	午前(午前9時～午後1時)	2,000	市外者は、左記の2倍
		午後(午後1時～午後5時)		
略				
備考 略				

パットパットゴルフ	不動産の滝カントリーパーク	遊技施設		
別表第3(第13条関係)				
(1) 公園施設を設ける場合等 略				
(2) 公園を占用する場合				
占用物件	単位	使用料		
略				
地下埋設物	三豊市道路占用料徴収条例(平成18年三豊市条例第196号)別表法第32条第1項第2号に掲げる工作物の項に掲げる区分による単位及び占用料の額			
略				
(3) 行為をする場合 略				
別表第4(第13条関係)				
有料施設の使用料				
(単位：円)				
施設名	利用単位	利用時間	金額	備考
野球場	1面	午前(午前9時～午後1時)	2,000	市外者は、左記の2倍
		午後(午後1時～午後5時)		
略				
備考 略				

【議案第35号関係】

三豊市宝山湖公園条例(平成21年三豊市条例第5号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(管理) 第3条 三豊市宝山湖公園(以下「公園」という。)は、<u>三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が管理する。 (利用の許可) 第4条 公園の全部又は一部を占有して利用しようとする場合は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。利用内容に変更が生じた場合も、同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可をする場合において、公園の管理上必要があると認めるときは、その許可について条件を付すことができる。 (利用の制限) 第5条 <u>教育委員会</u>は、公園を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、公園の利用を禁止し、又は制限をすることができる。 (1)～(3) 略 (利用許可の取消し等) 第6条 <u>教育委員会</u>は、第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。 (1)・(2) 略 (3) 利用許可の条件に違反し、又は<u>教育委員会</u>の指示に従わないとき。 (4)～(6) 略 2 略 (使用料) 第7条 <u>利用者</u>は、別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の使用料を前納しなければならない。 (使用料の減免) 第8条 <u>市長は、教育委員会において</u>特に必要と認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の還付) 第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、<u>教育委員会</u>が相当の理由があると認めるときは、還付することができる。 (損害賠償) 第11条 公園の施設、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、<u>教育委員会</u>が定めるところにより、これを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償	(管理) 第3条 三豊市宝山湖公園(以下「公園」という。)は、<u>市長</u>が管理する。 (利用の許可) 第4条 公園の全部又は一部を占有して利用しようとする場合は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。利用内容に変更が生じた場合も、同様とする。 2 <u>市長</u>は、前項の許可をする場合において、公園の管理上必要があると認めるときは、その許可について条件を付すことができる。 (利用の制限) 第5条 <u>市長</u>は、公園を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、公園の利用を禁止し、又は制限をすることができる。 (1)～(3) 略 (利用許可の取消し等) 第6条 <u>市長</u>は、第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。 (1)・(2) 略 (3) 利用許可の条件に違反し、又は<u>市長</u>の指示に従わないとき。 (4)～(6) 略 2 略 (使用料) 第7条 <u>公園の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)</u>は、別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の使用料を前納しなければならない。 (使用料の減免) 第8条 <u>市長が</u>特に必要と認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の還付) 第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が相当の理由があると認めるときは、還付することができる。 (損害賠償) 第11条 公園の施設、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、<u>市長</u>が定めるところにより、これを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償

額を減額し、又は免除することができる。 (指定管理者による管理) 第12条 教育委員会は、公園の管理上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公園の管理を行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 施設の維持及び管理(教育委員会が定めるものを除く。) (2)・(3) 略 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条から第6条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。 (利用料金) 第13条 教育委員会は、公園の管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2 前項の場合において、利用料金は、第7条の規定にかかわらず、別表で定める額に消費税等相当額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。 3 指定管理者は、教育委員会の承認を得て定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 (委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。	額を減額し、又は免除することができる。 (指定管理者による管理) 第12条 <u>市長</u>は、公園の管理上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公園の管理を行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 施設の維持及び管理(<u>市長</u>が定めるものを除く。) (2)・(3) 略 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条から第6条までの規定中「<u>市長</u>」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。 (利用料金) 第13条 <u>市長</u>は、公園の管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2 前項の場合において、利用料金は、第7条の規定にかかわらず、別表で定める額に消費税等相当額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。 3 指定管理者は、<u>市長</u>の承認を得て定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 (委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。
---	--

【議案第36号関係】

三豊市図書館条例(平成18年三豊市条例第219号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
みとよ未来図書館	三豊市高瀬町下勝間2347番地1	三豊市高瀬町図書館	三豊市高瀬町下勝間2347番地1
三豊市山本町図書館	三豊市山本町財田西154番地	三豊市山本町図書館	三豊市山本町財田西154番地 三豊市山本町生涯学習センター内
三豊市三野町図書館	三豊市三野町下高瀬569番地2	三豊市三野町図書館	三豊市三野町下高瀬569番地2
三豊市豊中町図書館	三豊市豊中町本山甲236番地	三豊市豊中町図書館	三豊市豊中町本山甲236番地
三豊市詫間町図書館	三豊市詫間町詫間1338番地5	三豊市詫間町図書館	三豊市詫間町詫間1338番地5
三豊市仁尾町図書館	三豊市仁尾町仁尾丁296番地1	三豊市仁尾町図書館	三豊市仁尾町仁尾丁296番地1 三豊市仁尾町文化会館内

【議案第39号関係】

三豊市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例 新旧対照表(抄)

【附則第4項関係】 三豊市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成21年三豊市条例第4号) 一部改正

改正後（案）	現 行
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程_____及び議会の会議規則を含む。以下同じ。）並びに香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）により市が処理することとされた事務について規定する香川県の条例及び香川県の機関の規則をいう。 （2）～（10） 略	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の会議規則を含む。以下同じ。）並びに香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）により市が処理することとされた事務について規定する香川県の条例及び香川県の機関の規則をいう。 （2）～（10） 略

【附則第5項關係】 三豊市職員定数条例(平成18年三豊市条例第41号) 一部改正

改正後（案）	現 行
（定義） 第1条 この条例で職員とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会所管の学校その他の教育機関<u>及び農業委員会</u>の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員（臨時的任用の職員を除く。）をいう。 （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 市長の事務部局の職員 <u>680人</u> ア 市長の事務部局（市立病院を除く。）の職員 <u>590人</u> イ 市立病院の職員 90人 （2） 議会の事務部局の職員 7人 （3） 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人 （4） 監査委員の事務部局の職員 3人 （5） 農業委員会の事務部局の職員 7人 （6） 教育委員会の事務部局の職員 220人 （削除）	（定義） 第1条 この条例で職員とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会所管の学校その他の教育機関、<u>農業委員会、水道事業</u>の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員（臨時的任用の職員を除く。）をいう。 （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 市長の事務部局の職員 <u>655人</u> ア 市長の事務部局（市立病院を除く。）の職員 <u>565人</u> イ 市立病院の職員 90人 （2） 議会の事務部局の職員 7人 （3） 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人 （4） 監査委員の事務部局の職員 3人 （5） 農業委員会の事務部局の職員 7人 （6） 教育委員会の事務部局の職員 220人 <u>（7） 水道事業の事務部局の職員 25人</u>
2～4 略	2～4 略

【附則第6項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後（案）		現 行	
別表(第2条関係) (単位：円)		別表(第2条関係) (単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
学校給食検討委員会委員 (削除)	日額 8,000	学校給食検討委員会委員	日額 8,000
三豊市プロポーザル審査委員会委員	日額 8,000	<u>三豊市水道事業運営協議会委員</u>	<u>日額 8,000</u>
		三豊市プロポーザル審査委員会委員	日額 8,000
略		略	

【附則第7項関係】 三豊市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(平成18年三豊市条例第77号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(同意を得なければならない施設) 第3条 <u>下水道施設</u> について、10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせ、設置の目的を著しく阻害するとき又は当該施設を廃止しようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。 (削除) (削除)	(同意を得なければならない施設) 第3条 <u>次に掲げる公の施設</u> について、10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせ、設置の目的を著しく阻害するとき又は当該施設を廃止しようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。 (1) <u>上水道施設</u> (2) <u>下水道施設</u>

【附則第8項関係】 三豊市港湾管理条例(平成18年三豊市条例第199号) 一部改正

改正後（案）					現 行				
別表(第9条関係)					別表(第9条関係)				
1 港湾施設使用料					1 港湾施設使用料				
種別	区分	単位	金額	備考	種別	区分	単位	金額	備考
略					略				
5	船舶給水料	1立方メートルにつき	<u>香川県広域水道企業団三豊事務所が定める船舶用の水道料金の額に50円を加算した額</u>		5	船舶給水料	1立方メートルにつき	<u>三豊市が定める船舶用の水道料金の額に50円を加算した額</u>	
略					略				
備考 略					備考 略				
2 港湾施設占用料 略					2 港湾施設占用料 略				

【附則第9項関係】 三豊市水道事業給水条例(平成18年三豊市条例第244号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<u>三豊市貯水槽水道の管理等に関する条例</u> (削除) (趣旨) 第1条 この条例は、<u>貯水槽水道(水道法(昭和32年法律第77号。以下「法」という。)</u>第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。 (削除)	<u>三豊市水道事業給水条例</u> 目次 <u>第1章 総則(第1条—第3条)</u> <u>第2章 給水装置等の工事及び費用(第4条—第17条)</u> <u>第3章 給水(第18条—第29条)</u> <u>第4章 貯水槽水道(第30条・第31条)</u> <u>第5章 料金、加入金及び手数料(第32条—第41条)</u> <u>第6章 管理(第42条—第45条)</u> <u>第7章 補則(第46条)</u> <u>第8章 罰則(第47条・第48条)</u> 附則 <u>第1章 総則</u> (趣旨) 第1条 この条例は、<u>市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために</u>必要な事項を定めるものとする。 <u>(給水装置の定義)</u> <u>第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を</u>

(削除)

(削除)

供給するために、市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具又は他の給水管から支管を分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次に掲げるものとする。

- (1) 専用給水装置 1建築物又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2建築物又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 臨時給水装置 期間を限って使用するもの
- (4) 私設消火栓 消防又は消防の演習用に使用するもの

第2章 給水装置等の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、三豊市水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者は、必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(給水装置の併設)

第5条 給水装置は、1建築物に2線以上併設することはできない。ただし、私設消火栓を設置する場合その他管理者が事情やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置の工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーター

までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、給水装置の修繕工事又は官公庁の申込みに係る給水装置の工事その他管理者が事情やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

- 2 前項本文の工事費の概算額は、工事完成後に精算する。

- 3 第1項ただし書の規定する給水装置の修繕費又は官公庁の申込みに係る給水装置の工事費は、施行後に随時これを徴収する。

(給水装置の所有権移転の時期)

第11条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該工事の工事費が完納になったときとし、その管理は工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費未納の場合の措置)

第12条 管理者が施行した給水装置の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

- 2 前項の規定による工事費は、その必要を生じさせた者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原因工事の費用負担)

第14条 道路の新設、占用その他の理由により、導水管、送水管、配水管、給水管及びその附属施設の移設、修繕等の必要があるときは、管理者がこれを施行し、施行に要する費用は、原因者が負担する。ただし、管理者がその必要が

(削除)

ないと認めたものについては、この限りでない。

- 2 前項に規定する費用の負担に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(附帯工事の施行)

第15条 管理者が施行する給水装置の工事のため建造物その他の復旧を要する場合は、工事申込者において施行するものとする。

(工事負担金)

第16条 配水管の布設されていない場所その他特別の事由があると認められる場所へ給水装置を新設しようとする者は、当該給水装置の工事費のほか、別に管理者が定めるところにより、工事負担金を納入しなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、工事負担金の額を減額し、又は免除することができる。

(第三者の異議についての責任)

第17条 給水装置の工事に關し利害關係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第18条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の規定による給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第19条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第20条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人を選定し管理者に届け出なければならない。

- 2 給水装置の所有者は、前項に定める代理人に変更があったとき又はその住所に変更があったときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(代表者の選定)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用等に関する事項を処理させるため代表者を選定し連署の上、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他管理者が必要と認めた者

- 2 管理者は、前項の代表者を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第22条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定

める。

(メーターの貸与)

第23条 メーターは、管理者が設置して水道の利用者又は代表者若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(メーターの機能試験)

第24条 メーターの機能について水道利用者等から試験の請求があったときは、市がこれを行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費を徴収することができる。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第25条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 代表者に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第26条 私設消火栓は、消防若しくは消防の演習又は管理者が特別に許可した場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習又は前項の許可を得て使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

(水道利用者等の管理上の責任)

第27条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう、及び水の正常な計量に対し支障がないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水の濫用等)

第28条 水道利用者等は、給水を濫用し、又は他に分与若しくは販売してはならない。ただし、船舶給水のためあらかじめ管理者の許可を受けて販売する場合は、この限りでない。

(給水装置及び水質の検査)

第29条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その

(指導、助言、勧告等)

2 市長 は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(削除)

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、別に管理者が定めるところにより、その費用を徴収する。

(指導、助言、勸告等)

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(料金の支払義務)

(料金)

(料金の算定)

2 管理者は、やむを得ない理由があるときは、前項の定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 料率の異なる2種類以上の用途に水道を使用するとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金算定)

(納付後の料金の増減等)

(削除)

第37条 料金納付後その額に増減が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回以降の料金で精算することができる。

2 前項ただし書の規定は、料金の過誤納があった場合についても準用する。

(料金の徴収方法)

第38条 料金は、納入通知書又は口座振替(自動振込みを含む。)により毎月徴収する。

2 水道の使用をやめたとき、又は第44条の規定により給水を停止されたときの料金は、その都度徴収する。

(加入分担金)

第39条 管理者は、給水装置の新設及び増径工事の申込者から、次の表に掲げる額に消費税等相当額を加えた額の加入分担金を徴収する。ただし、増径工事の申込者から徴収する加入分担金は、新口径に係る加入分担金と旧口径に係る加入分担金との差額とする。

<u>メーターの口径</u>	<u>加入分担金額</u>
<u>13ミリメートル</u>	<u>60,000円</u>
<u>20ミリメートル</u>	<u>120,000円</u>
<u>25ミリメートル</u>	<u>180,000円</u>
<u>30ミリメートル</u>	<u>240,000円</u>
<u>40ミリメートル</u>	<u>480,000円</u>
<u>50ミリメートル</u>	<u>700,000円</u>
<u>75ミリメートル</u>	<u>1,500,000円</u>
<u>100ミリメートル</u>	<u>3,000,000円</u>

100ミリメートルを超える場合は、メーター口径の断面積及び通水量に応じて管理者が別に定める。

2 前項の規定により徴収した加入分担金は、当該工事が完了しないときは返還するものとする。

(手数料)

第40条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込後これを徴収することができる。

<u>手数料の区分</u>	<u>手数料の金額</u>
<u>設計審査及び竣工検査手数料</u>	
<u>新設工事</u>	<u>3,000円／1件</u>
<u>その他の工事</u>	<u>2,000円／1件</u>
<u>各種証明手数料</u>	<u>200円／1件</u>
<u>給水装置工事業業者指定手数料</u>	<u>5,000円／1件</u>

(料金、加入金、手数料等の軽減又は免除)

第41条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例の規定によって納付しなければならない料金、加入分担金、手数料その他の費用を軽減又は、免除することができる。

第6章 管理

(給水装置の検査等)

第42条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第43条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していない

(削除)

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長 が定める。

(削除)

ときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第44条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第9条の工事費、第27条第2項の修繕費、第33条の料金及び第40条の手数料を指定期間内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第34条のメーターの点検若しくは第42条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第45条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来利用の見込みがないと認めたとき。

第7章 補則

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者 が定める。

第8章 罰則

(過料)

第47条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第22条のメーターの設置、第34条のメーターの点検若しくは第42条の検査及び第43条又は第44条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第27条の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 給水を濫用し、又は他に分与し、若しくは管理者の許可を受けないで販売した者
- (5) 第33条の料金又は第40条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例等の規定に基づく義務又は指示に違反した者

(料金を免れた者に対する過料)

(削除)

第48条 管理者は、詐欺その他不正の行為によって第33条の料金又は第40条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。

別表(第33条関係)

【一般用】

口径／料金	基本料金(1箇月につき)		従量(超過)料金
	水量	料金	
13mm	5m ³ まで	円	1m ³ につき 210円
		1,050	
	10m ³ まで	1,750	
20mm	5m ³ まで	1,250	
	10m ³ まで	1,950	
25mm	10m ³ まで	2,100	
30mm	10m ³ まで	2,200	
40mm	10m ³ まで	2,400	
50mm	10m ³ まで	2,800	
75mm	10m ³ まで	3,300	
100mm	10m ³ まで	18,000	

【その他】

用途／料金	基本料金(1箇月につき)		従量(超過)料金
	水量	料金	
自治会場・墓地用	5m ³ まで	円	1m ³ につき 220円
		600	
	10m ³ まで	900	
船舶用			1m ³ につき 220円
工場用			1m ³ につき 90円
臨時用		1,000	1m ³ につき 300円

備考

- 1 「一般用」とは、自治会場・墓地用、船舶用、工場用、臨時用以外に使用するものをいう。
- 2 「自治会場・墓地用」とは、地区集会場、墓地その他これらに準ずるものに使用するものをいう。
- 3 「船舶用」とは、船舶給水に使用するものをいう。
- 4 「工場用」とは、工場、事業所等に飲用とは別に専用管(メーターの口径が100ミリメートル以上であり、かつ、1箇月に1万立方メートル以上使用するものに限る。)を配して使用するもの又はこれに準ずるものをいう。
- 5 「臨時用」とは、建設工事、興業その他短期間臨時的に使用するものをいう。